

高松市病院局測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札等業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市病院事業会計規程（平成23年病院局管理規程第34号）第72条において準用する高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）及び高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号）に定めるもののほか、病院局が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。）又は随意契約を行う場合において指名する業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 指名競争入札を行う場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）は、測量・建設コンサルタント業務等に係る令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和8年高松市病院局告示第3号。以下「入札参加資格告示」という。）の定めるところにより令和9・10年度高松市病院局測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登載された者のうちから、高松市契約事務処理要綱第2章第1節及び第2節の規定に基づき、業種に応じ選定するものとする。

(市内企業への優先発注の方針)

第3条 地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、指名業者の選定に当たっては、市内企業において履行が可能と認められる業務については、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。

2 市内企業において履行が可能と認められない業務又は市内企業のみでは競争性の確保を図ることができない業務については、準市内企業・市外企業の順で、指名の対象を拡大するものとする。

3 第1項及び前項の市内企業、準市内企業及び市外企業とは、次の者をいう。

(1) 市内企業 法人にあっては主たる事務所の所在地（入札参加資格告示第1項第6号ア(ア)に規定する主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）が高松市内である法人で、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である者（住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）で、高松市内に事務所（同号ア(イ)に規定する事務所をいう。以下同じ。）を有するものをいう。

(2) 準市内企業 法人にあっては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、従たる事務所の所在地が高松市内で、契約の締結等の権限を当該事務所に委任し、かつ、

地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては高松市内に事務所を有する者（市内企業に該当する者を除く。）をいう。

（3） 市外企業 それぞれ前2号のいずれにも該当しない者をいう。

（随意契約の相手方の選定）

第4条 随意契約の相手方の選定については、前2条の規定を準用する。この場合において、第2条中「第2章第1節及び第2節」とあるのは、「第2章第1節」と読み替えるものとする。

2 随意契約の相手方の選定においては、その理由及び業者選定の理由を明らかにしなければならない。

（秘密の保持）

第5条 業者の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう、細心の注意をもって秘密を保持しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年11月16日から施行する。